

厚生労働大臣に対する統一要求

(平成24年3月24日)

(文 書 回 答)

1 (1)
(答)

- 1 遺族の皆様が精神的苦痛や高齢化等により様々な問題を抱えておられることは、平成22年度に実施した遺族実態調査の結果からも推察される。
- 2 遺族支援については、これまで遺族に対するピアカウンセリング等の相談事業を実施してきているほか、今年度からは新たに、実態調査の結果を踏まえた遺族の健康診断受診等支援事業や遺族が行う活動への支援事業を開始する予定である。
- 3 年金等の経済的支援については、現時点において、新たな現金給付制度の創設は容易ではなく、上記事業を円滑に実施することにより、遺族の皆様を支援していきたい。

1 (2)

(答)

- 1 これまで、遺族のPTSD等の精神的苦痛等に対応するため、「HIV感染被害者遺族等に対する健康被害等の対応に係る調査研究会」の報告書（平成18年3月）を踏まえ、国庫補助事業である「エイズ患者遺族等相談事業」の充実を図ってきた。
- 2 また、平成19年の大臣協議を踏まえ、遺族が精神的なケアを含めた健康問題について、円滑に医療機関を受診できるよう環境整備を図るため、平成22年度から、専門相談員による健康相談窓口を(独)国立国際医療研究センター及び(独)大阪医療センター内に設置している。
- 3 今年度からは新たに、平成22年度に実施した遺族の実態調査の結果を踏まえ、新たに遺族の健康診断受診等支援事業を実施する予定であり、まずは円滑な事業の実施に取り組んでいきたい。
- 4 皆様からのご意見もいただきながら、引き続き遺族の健康問題等の支援を図っていきたい。

1 (3)

(答)

- 1 「誓いの碑」は、薬事行政に従事する職員一人ひとりが、国民の生命と健康に直結する職責の重さを片時も忘れず、日々の職務に邁進することを自覚するために設置したものであり、このような碑の性格から、特定の日をもって医薬品の安全性の確保を銘記する必要はないと考えている。
- 2 毎年8月24日には、医薬食品局長から薬事行政に従事する職員に対し、「誓いの碑」設置の趣旨を踏まえ、医薬品の安全性・有効性の確保に全力で取り組まなければならないことを訓示している。
また、当日は、厚生労働大臣が直接、薬害被害者の団体から要望書を受け取り、被害者の皆様のお話も伺っており、8月24日を記念して薬害根絶を希求する皆様の思いは十分に受け止めている。
- 3 厚生労働省新規採用職員研修の場においても「誓いの碑」の設置の経緯、趣旨を伝えており、さらに、平成22年度から薬事行政に関わる本省職員に対し、被害者の方から直接話を伺うなど職員に対する研修を実施している。
- 4 なお、「誓いの碑」は、玄関ロビーから容易に見え、一般来省者がロビーから見学できる位置に設置されており、案内板の設置は考えていない。また、写真については、厚生労働省ホームページで「誓いの碑」と検

索をすれは、写真が見られるように掲載しているが、
今後は、よりわかりやすい場所に掲載するよう検討し
たい。

1 (4)

(答)

1 「遺族等相談事業」は、血液製剤によるH I V感染により子や配偶者等を亡くされたご遺族等の精神的な苦痛の緩和を図るために平成9年度に創設され、遺族による相談や地方相談会の開催及び訪問相談による相談事業、遺族相談員に対する研修会等をはじめ、皆様のご意見等を踏まえながら、事業を実施・拡大してきた。

2 平成16年度及び17年度、「H I V感染被害者遺族等に対する健康被害等の対応に係る調査研究」を実施し、この結果を踏まえ、平成18年度に「専門相談員育成のための手引書」を作成し、平成19年度には精神保健福祉士の配置が可能になるよう専門相談員の体制強化を行った。

平成20年度には、高齢化によりカウンセリングに参加できない方等への支援体制を整備するため、関係諸機関の連携・組織化による支援体制（遺族等支援サポートネットワーク）を構築するための措置を講じた。

3 平成22年度には、ご遺族が精神的なケアを含めた健康問題について、円滑に医療機関で受診できるよう環境整備を図るため、専門相談員による健康相談の窓口を(独)国立国際医療研究センター及び(独)国立病院機構大阪医療センター内に設置し実施するとともに、遺族の状況に関する実態調査を行い、その結果を踏まえ、24年度からは、遺族の健康診断受診等支援事業

及び遺族が実施する活動への支援事業を開始する予定である。

- 4 今後とも、皆様のご意見も踏まえながら、相談事業の充実や相談事業を実施する団体への支援について、引き続き検討していきたい。

1 (5)

(答)

- 1 平成22年4月に「薬害肝炎事件の検証と再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が取りまとめた最終提言において、いわゆる「薬害研究資料館などを設立すべき」とされた。
- 2 これを受け、平成22年7月から薬害被害者の皆様にも検討員として参画いただき、「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」を開催しており、この中で、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組みについて御議論いただいている。
- 3 検討会での御議論を踏まえ、実現可能なものから取り組んでいきたいと考えている。

1 (6)

(答)

原告団・弁護団の皆様が主催される和解記念集会については、厚生労働省職員が出席し、恒久対策や薬害再発防止等に全力で取り組む旨の厚生労働大臣の決意をお伝えしている。

集会の主催については、その目的・趣旨から、原告団の皆様が自ら開催されるのが適当であると考えます。

また、大臣の出席については、日程の関係上、困難な場合が多いと考えるが、今後とも、集会に当たり、大臣の薬害再発防止等に向けた決意をお伝えするとともに、皆様の思いを深く受け止め、医薬品の安全性確保に万全を期するよう努めていきたい。

3 (1)

(答)

1 国が発症予防のために支給している健康管理費用については、平成9年度に従来の免疫機能による支給制限(CD₄値500以下)を撤廃し、エイズ発症前の全ての感染者を対象としている。

給付額を一律に統一することについては、平成7年度から、特に発症予防のため厳密な健康管理が必要である、CD₄値200以下の方について支給額を引き上げた経緯等から、困難である。

二つの区分の給付水準については、社会情勢の変化や他制度の動向を勘案しつつ、必要な改善について検討していきたい。

2 なお、和解確認書に基づき、

① エイズ発症前の感染者については、健康管理費用の支給

② 和解後のエイズ発症については、国及び製薬企業の負担による発症者健康管理手当の支給

を実施しており、エイズ発症者に対し健康管理費用を支給することは、和解の枠組みを崩すものであり、困難である。

3 また、肝移植に伴う諸費用及び通院・介護費用については、健康管理費用の主たる目的がエイズ発症予防であることから、支給は困難であるが、平成22年度から(独)医薬品医療機器総合機構において、先天性の傷病の治療のため血液製剤を投与されC型

肝炎に感染した方であって、その症状が肝硬変又は肝がんの方を対象として、調査研究事業を行っている。

- 4 これらの事情をかんがみると、現時点で健康管理費用に関する協議のみを行う場を新たに設ける必要性は少ないものと考えているが、今後も引き続き皆様のご意見を伺っていきたい。

3 (2)

(答)

- 1 発症者健康管理手当は和解確認書に基づきエイズ発症者に支給されるものであり、エイズを発症していない方に支給することは困難である。また、発症者健康管理手当の支給基準は、エイズ動向委員会の「サーベランスのためのAIDS診断基準」によるものとされている。
- 2 国と製薬企業が負担することとされている発症者健康管理手当は、和解協議における重要事項として協議された結果、現在の内容で和解が成立したものであり、「支給額の増額や支給内容の追加」及び「健康管理費用との併給」については、和解の枠組みを崩すものであり、困難である。
- 3 なお、平成22年度から（独）医薬品医療機器総合機構において、先天性の傷病の治療のため血液製剤を投与されC型肝炎に感染し、その症状が肝硬変又は肝がんの方を対象として、調査研究事業を行っている。

3 (3)

(答)

- 1 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」については、平成10年から身体障害者福祉法上の「身体障害」の対象として追加し、必要な医療・福祉サービスを提供し、自立と社会参加を支援している。
- 2 HIV感染症患者については、現在、ハローワークで、電話により事前に本人の支援ニーズを聴取した上で相談につなげる事前相談の実施や担当者制による職業相談の実施など、きめ細かな就労支援を実施している。また、本人の希望に応じて、空いている会議室等を活用し、個室での相談を実施するなど、プライバシーに配慮した対応を行っている。

※平成22年度のHIV感染症患者のハローワークにおける就職件数は177件となり、平成20年度と比べて、2.5倍（平成20年度71件）となっている。
- 3 今後とも、HIV感染者が、ハローワークを安心して利用できるよう、引き続き、担当者制によるきめ細かな就労支援を実施するなど相談体制の充実を図るとともに、相談しやすい環境の整備に努めていきたい。

3 (3) ①

(答)

1 HIV感染症にかかる障害年金の認定状況については、次のとおりである。

ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害年金の認定状況

	総 数	1 級	2 級	3 級	非該当
平成10年2月 ～ 平成14年3月1日	237	25	106	52	54
平成14年3月2日 ～ 平成15年3月1日	62	3	23	21	15
平成15年3月2日 ～ 平成16年3月1日	77	5	36	23	13
平成16年3月2日 ～ 平成17年3月1日	99	7	38	41	13
平成17年3月2日 ～ 平成18年3月1日	93	5	21	42	25
平成18年3月2日 ～ 平成19年3月1日	92	8	26	44	14
平成19年3月2日 ～ 平成20年3月1日	108	6	34	55	13
平成20年3月2日 ～ 平成21年3月1日	124	9	36	61	18
平成21年3月2日 ～ 平成22年3月1日	91	2	22	36	31
平成22年3月2日 ～ 平成23年3月1日	185	0	34	104	47
合 計	1,168	70	376	479	243

3 (3) ②及び③

(答)

- 1 HIV感染症に係る障害年金の申請については、これまでは提出される診断書に必要な事項の記載漏れ等が見受けられたことから、一昨年末に「障害年金の認定に関する専門家会合」が取りまとめた意見書を踏まえ、診断書を作成する医師が障害認定に必要な検査所見及び身体症状等を書き漏らさないように昨年1月末に診断書の様式を改訂した。
- 2 併せて、公的年金に係る業務（申請の受付や相談など）を運営する日本年金機構に対し、HIV感染症による障害給付の請求時に診断書を配付する際には、新様式の診断書に「記載要領」を添付した上で、これらの書類を申請者から医療機関へ提出するよう説明することなどを周知している。
- 3 また、診断書の様式変更とその記載については、（社）日本感染症学会及び日本エイズ学会を通じて、それぞれの学会誌やホームページに掲載するなどの広報にも取り組んでいる。
- 4 今後とも、日本年金機構の研修会やエイズ拠点病院等連絡会議の中で更に周知を徹底していくとともに、障害年金の申請や運用に関するご要望等を伺いながら、日本年金機構と連携して認定事務を適切に実施できるよう努めていきたい。

4 (3)

(答)

- 1 我が国の障害者制度の集中的な改革を行うため、平成21年12月に内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、平成22年1月から障害者等で構成される「障がい者制度改革推進会議」が開催された。また、平成22年4月から計19回にわたり開催してきた「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」においては、障害者自立支援法にかわる新たな制度に関する議論が行われ、障害のある方々等様々な関係者から出された御意見は、平成23年8月に総合福祉部会の提言として取りまとめられた。
- 2 こうした障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、今国会に提出した「障害者総合支援法」については、基本理念の創設、目的規定や法律の名称の変更を行うとともに障害者の定義に難病等を加えることとしている。
- 3 今後も引き続き、障害のある方々等様々な関係者の御意見を十分に伺いながら、障害のある方が当たり前に地域で暮らし、地域の一員として、ともに生活できる社会の構築を目指して、検討を進めていきたい。

4 (4)

(答)

- 1 被害者の皆様が基礎疾患を有しつつ年齢を重ねて日々の生活を送られる中で、慢性期の医療や介護等に関し、様々な不安を抱えておられるものと推察する。
- 2 薬害被害者を含むH I V感染者・エイズ患者の長期療養体制の整備については、重要性が高い課題と認識しており、平成22年度より指定研究において、原告団の方々にもご参加いただきながら、長期療養に伴う問題解決に向けた研究体制の充実を図っている。
- 3 さらに、地域の医療機関や介護・療養施設でのH I V感染者・エイズ患者の受け入れが進むよう、まずは関係者の理解を深めていただき、担い手を育成するため、平成24年度より、「H I V感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業」を創設し、訪問看護師やホームヘルパー等の実地研修や、地域の医師・歯科医師への講習会等を実施する予定である。
- 4 長期療養体制の整備にあたっては、引き続き、原告団の皆様のご意見を賜りながら、関係部局と連携し、被害者が安心して長期的な療養を受けられるよう尽力していきたい。

4 (5)

(答)

- 1 血友病に関する研究については、平成12年度から「血友病の治療とその合併症の克服に関する研究」班（研究代表者：坂田洋一）（坂田班）において遺伝子治療及びインヒビターの発症要因等の基礎的検討も含め、研究を進めている。
- 2 また、肝硬変、肝がんに対する再生医療としての自己骨髄注入療法についてはACCにおいて、血友病関節疾患については「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」班（研究代表者：白阪琢磨）において、研究を進めている。
引き続き血友病の治療法開発等に向け、研究者と協議し、関係団体とも連携しながら、研究の推進がなされるよう努めていきたい。

5 (1)

(答)

真相究明については、

- ① 平成8年に、血液製剤によるH I V感染が生じたことの原因を明らかにするため、省内プロジェクトチームによる調査
- ② 平成10年に、平成8年の調査で確認されなかった「エイズ研究班」の録音テープ及び議事メモの存在が刑事裁判の中で確認されたことを踏まえ省内調査

を実施するとともに、これら調査の結果を公表するなど、厚生労働省としてできる限りの努力を重ねてきた。

厚生労働省としては、医薬品等の安全確保の取組みに今後とも全力を尽くしたいと考えている。

5 (2)

(答)

東京地検から還付された資料等を開示するに当たっては、情報公開法の趣旨を踏まえ、不開示情報のマスキングや、第三者に関する情報が記録されている場合の意見聴取等の手続が必要となる。

このため、莫大な量を有する同資料を一度に全て開示することは実質的に困難であり、公表しているファイルリストをもとに、必要なものについて閲覧又は開示請求をお願いしたい。

5 (3)

(答)

東京地検から還付された資料については、リストを作成してホームページで公開し、一定の手続きを経た上で閲覧・入手できるようにしており、資料を閲覧・入手したい方に対する方策は講じているものと考えている。

これらの資料そのものをホームページに掲載することについては、これに要する経費、労力等から困難であり、現在の方策により情報提供していきたい。

7 (1)

(答)

1 血液製剤の国内自給（国内で使用される血液製剤が原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造されること）の達成に向けた推進方策等については、「血液製剤の安全性及び安定供給の確保に関する基本的な方針」（基本方針）に基づき取り組んでいる。

2 具体的には、

- ・ 献血に関する教育・啓発
 - ・ 血漿分画製剤についての医療関係者に対する啓発と患者への情報提供の推進
 - ・ 医療機関における適正使用の推進
- に努めている。

3 また、アルブミン製剤の国内自給率低下が続いていること等を踏まえ、平成22年11月に設置した「血漿分画製剤の供給のあり方に関する検討会」において、改めて血漿分画製剤をとりまく諸問題の検討を行い、平成24年2月に報告書が取りまとめられた。

（参考：平成22年の国内自給率）

アルブミン製剤：約58.2%

免疫グロブリン製剤：約95.1%

4 本報告書においては、血漿分画製剤の国内事業者の基盤強化や特殊免疫グロブリンの国内自給の推進方策等に関して多岐に渡るご提言をいただいております、

今後、本報告書での提言も踏まえて、国内自給の推進に向けて、着実に取り組んでいきたい。

- 5 国立国際医療研究センターにおける血液製剤（第8因子）使用数量のうち、日本人献血由来の占める割合は94.2%（平成23年度）である。国立病院機構においては、血液由来血液凝固第8因子製剤は、すべて国内献血由来のものを使用しているが、引き続き、献血由来の製剤を使うことを推し進めていくと聞いている。
- 6 国内献血事業を担う日本赤十字社に対しても同様に対応していきたい。

7 (2)

(答)

- 1 血液製剤及び血液製剤代替医薬品の副作用・感染症については、薬事法第77条の4の2の規定に基づき、個々の事例について医療機関及び製造販売業者から厚生労働大臣に対して報告がなされている。
- 2 また、製造販売業者等は法第68条の8の規定に基づき、血液製剤等による感染症に関する最新の論文等で得られた知見に基づきその血液製剤等を評価し、その成果を定期的に厚生労働大臣に報告することとされている。
- 3 こうした血液製剤等に係る個々の感染症報告、副作用報告及び感染症定期報告は、公開で開催される薬事・食品衛生審議会に報告されており、厚生労働省としては、その意見を聴き、保健衛生上の危害の発生、拡大防止のために必要な措置を講じている。

7 (3)

(答)

- 1 献血の推進については、これまで、若年層に対する献血への理解を深める取組として、文部科学省の協力を得て作成している高校生用の副教材「献血 HOP STEP JUMP」、中学生を対象とした血液一般に関する知識の普及を目的としたポスター、若年層を主な呼びかけ対象とした献血キャラクター「けんけつちゃん」を活用した献血の普及や、若年層向け雑誌での献血の呼びかけなどに加え、親から子へ献血の意義を伝えられるような幼少期向けのページを厚生労働省ホームページに掲載するなどの普及啓発に取り組んできた。
- 2 少子高齢化に伴い、献血者の確保における一層の若年層対策が求められることは御指摘のとおりであり、国としては、平成21年7月に「高等学校学習指導要領解説保健体育編」において「献血の制度があることについても適宜触れる」との記載がなされたことも踏まえ、引き続き、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を積極的に行うこととしている。
- 3 また、献血推進方策に係る諸事項を調査・審議することを目的として、平成22年9月に「献血推進調査会」を設置し、平成17年度から実施した献血構造改革の結果等を踏まえ、新たに平成26年度までの目標「献血推進2014」を設定したところである。

- 4 今後とも国民の協力をいただきながら、献血による血液の確保が将来にわたり継続的、安定的に維持できるよう努めていきたい。

(答)

- 1 血液製剤を含め、医薬品の薬価については、薬価差を縮小させ、市場実勢価格を適切に反映したものとする観点から、薬価調査を行い、中医協で了解された「薬価算定の基準」に基づき改定を行っている。
- 2 一方で、近年アルブミン製剤の国内自給率が低下している要因の一つとして、海外メーカーと国内メーカーの製品の価格差が指摘されていることから、「血漿分画製剤のあり方に関する検討会」において検討し、原料血漿価格のあり方や、血漿分画製剤の製造効率の向上方策について提言をいただいた。
- 3 また、血液製剤使用時のインフォームドコンセントのあり方についても、「血漿分画製剤のあり方に関する検討会」において検討し、医療機関におけるインフォームドコンセントについて、薬剤師を活用できるような環境整備を進める必要性について提言をいただいている。
- 4 厚生労働省としては、このような提言も踏まえ、患者や医師が血液製剤を選択できる体制を構築できるよう努めていきたい。

7 (5)

(答)

- 1 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」においては、血液製剤は国内自給が確保されることが基本とされているものの、抗 HBs 人免疫グロブリン製剤等、一部の特殊な血漿分画製剤は、国内自給率が極めて低い状況で推移しており、未だ海外からの輸入に頼っている状況にある。
- 2 こうした特殊な血漿分画製剤の国内自給率を向上させるため、本年度から、ワクチンの追加接種により B 型肝炎に対する免疫（抗体）を多く有する人に献血をしてもらい、抗 HBs 人免疫グロブリン製剤の材料を得る体制を整備する事業を実施することとしている。
- 3 厚生労働省としては、引き続き、「血液法」の基本理念に基づき、血液製剤の国内自給の向上に努めていきたい。

(答)

1 生物由来製品の安全確保は重要なものと考えている。従来の企業からの医薬品等の使用によるものと疑われる感染症の報告に加え、平成15年7月には、感染症定期報告及び医薬関係者からの医薬品等の使用によるものと疑われる感染症の報告の法制化を行った。

また、平成16年4月には、生物由来製品を含めた医薬品等の安全対策を実施する部門として、(独) 医薬品医療機器総合機構に安全部を設置し、平成21年度には、安全第一部と安全第二部の二部制とし、引き続き職員の増員を図るなど、安全対策における専門性の向上など、その充実・強化に取り組んでいる。

2 さらに、平成17年4月から外国製造施設に対しても我が国のGMPが適用されており、(独) 医薬品医療機器総合機構品質管理部で、生物由来製品を含め、我が国に医薬品を輸出する製造施設等のGMP適合性調査等を十分に実施していくために必要な体制の充実を図っている。

3 今後とも、厚生労働省と(独) 医薬品医療機器総合機構が連携を図りつつ、生物由来製品を含む医薬品等の安全対策を適切に実施していきたい。

(答)

- 1 医薬品等の副作用等の情報の評価については、(独)医薬品医療機器総合機構で、安全性情報に関する調査・検討を行うとともに、厚生労働省でその結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の委員に意見を聴くなど、両方で緊密に連携を図り、必要な安全対策を講じている。
- 2 特に、感染症定期報告については、薬事・食品衛生審議会へ報告を行うに当たり、感染症の特性に鑑み、事前に当該報告に関連する分野を専門とする委員に評価いただいている。
- 3 (独)医薬品医療機器総合機構では、平成16年4月の設立と同時に、医薬品等の市販後の安全性に関する情報の収集・分析・評価、提供業務を行う安全部を設置し、安全対策の担当者の順次増員に加え、安全対策の充実のための外部専門家の委嘱等により、事案に応じて意見を聞くなどしている。
- 4 さらに、医薬品等による副作用の発生・拡大の防止及び適正使用の推進を図る観点から、平成21年7月から安全第一部、安全第二部の二部制とし、100名増員を目指して人員の強化を図っており、平成24年4月1日現在、82名増員した。

また、安全性情報の収集・分析・評価体制のさらなる充実や新たなリスク管理手法の導入など、市販後安

全対策の強化に取り組んでいる。

- 5 今後とも、厚生労働省と（独）医薬品医療機器総合機構が連携を図りつつ、生物由来製品を含む医薬品等の安全対策を適切に実施していきたい。

7 (8)

(答)

1 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」においては、製造業者等の責務として、血液製剤の安全性の向上に寄与する技術の開発並びに情報の収集及び提供に努めることを規定しており、技術開発等については、基本的には、製造業者等が取り組むべき事項であると考えている。

2 血液製剤の安全性の向上については、厚生労働省としても、厚生労働科学研究費補助事業等において、研究開発等を推進しているところであり、引き続き、これらの技術開発等の支援を行っていきたい。

(答)

- 1 血液事業については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体、採血事業者、製造販売業者等、医療関係者が連携して、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に努めている。
- 2 採血と原料血漿の配分を専ら担っている日本赤十字社においては、献血事業も含めた血液事業の機能強化を図るため、平成16年10月に血液事業本部制の導入等の組織改革を実施した。
- 3 また、平成17年11月には、日本赤十字社において、事業の効率化及び安全性の向上のため「血液事業運営の当面の方針」を策定して公表し、血液センターの業務の集約化等、広域的な事業運営を図る方針を示すなど、血液事業本部主導の下で、血液事業の改革が進められていると認識している。
- 4 さらに、平成24年10月から、日本赤十字社と田辺三菱製薬が、血液製剤の一種である血漿分画製剤を製造する事業の統合することについて合意したと承知している。
- 5 事業の統合は、スケールメリットを生かすことにより、生産・供給段階でのコスト低減につながることも見込まれ、血漿分画製剤の安定供給や国内自給

にも資するものと考えられる。

- 6 厚生労働省としては、日本赤十字社の改革がより実効あるものとなるよう、今後とも、審議会の意見等を踏まえながら、必要な指導・助言等を行っていきたい。

7 (10)

(答)

- 1 日本赤十字社血液事業本部の中央血液研究所では、血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会において議論された病原体不活化技術の導入の準備、より高感度のスクリーニング検査等の血液事業における安全対策、及び移植前の簡便な適合性検査の開発等、広く健康政策に関わる研究・開発を行っている」と承知している。
- 2 また、平成22年度より、日本赤十字社血液事業本部に臨床開発課を新たに設置し、新規製剤の製造販売承認取得に向けた体制の強化を図っていると承知している。
- 3 厚生労働省としては、輸血医療に関する研究や血液製剤の開発につながる研究等に対し、厚生労働科学研究費補助事業などを通じた支援を行っており、引き続き、研究成果の活用を図りつつ、血液事業の一層の推進に取り組んでいきたい。

7 (11)

(答)

- 1 平成20年6月に改正された基本方針においては、全ての血液製剤代替医薬品の安全対策について、血液製剤と同様に、薬事法に基づく規制を適用するよう規定した。
- 2 また、患者又はその家族への説明及び同意あるいは記録の保存等についても、必要に応じて、血液製剤と同様に行うことと定めた。

7 (12)

(答)

インヒビターの原因の究明等については、現在、「血友病とその治療に伴う合併症の克服に関する研究」班(研究代表者：坂田洋一)のなかで、血友病モデル動物を用いたインヒビター発症の基礎的解析、発症要因の検討、診断の標準化などに関する研究が実施されているところであり、厚生労働省としても引き続き研究班を支援していきたい。

(答)

- 1 DPC制度では、いわゆるモノ代や入院基本料等の施設管理運営の範疇に入るような項目を中心に包括評価としており、医療機関及び医師の裁量権を確保すると同時に、医療の効率化を図っている。
- 2 薬剤についてもこうした制度の趣旨から、原則としてこの包括評価に含まれている。
- 3 なお、血液製剤の国内自給については、「血漿分画製剤のあり方に関する検討会」において、海外メーカーと国内メーカーの製品の価格差等の課題が指摘されており、現在これらについて、日本赤十字社と検討を進めている。
- 4 今後ともこのような検討を踏まえ、「血液法」の基本理念に基づき、血液製剤の国内自給の向上に努めていく。

8 (1) (3)

(答)

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）は、制定の理念を宣明する前文において、患者等の人権を尊重するという視点を明確にするとともに、基本理念並びに国、地方公共団体及び国民の責務として患者等の人権の尊重を規定している。
- 2 さらに、感染症法に基づき厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」においても、感染症対策の基本的方向として人権への尊重を掲げ、法の適切な運用を担保しており、今後とも、既存の法体系の枠組の中で、感染症の患者等に対する差別・偏見を解消するため、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及に努めるなど、患者等の人権の尊重に配慮しつつ、適切に感染症対策を講じていきたい。
- 3 また、「障害を理由とする差別の禁止に関する法律（仮称）」の制定に向けた検討を効果的に行うため、平成22年11月より、「障がい者制度改革推進会議差別禁止部会」が開催されている。同会議において、障害のある方々等様々な関係者の御意見を十分に伺いながら、検討を進めていきたい。

(答)

- 1 HIV感染者やHIV感染症に対する偏見や差別は、あってはならないことであり、今なお偏見や差別が存在していることは非常に残念なことである。
- 2 平成24年1月に改正された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」においても、感染者や患者が健全な学校生活を送り、職業を選択し、生涯を通じて働き続けるために、偏見や差別の発生を未然に防ぐことが重要であり、医療現場や学校、企業等に対して、HIV／エイズへの理解を深めるための人権啓発を推進する必要があるとされたことから、厚生労働省としても、引き続き、パンフレットの配付やイベントの開催、インターネット等を通じ、正しい知識の普及啓発を図っていききたい。
- 3 また、社会全体での総合的な取組みを行うため「エイズに関する関係省庁間連絡会議」を平成24年3月に開催し、原告団の代表の方々にも参加していただいたところであり、また、厚生労働政務官を主査とする「エイズ対策に関する省内プロジェクトチーム」において、部局間の連携を図っている。
- 4 今後とも、関係省庁や省内部局と連携した取組みを進めるため、原告団の代表の皆様のご意見も伺いつつ、会議の定例的な開催に努めていきたい。
- 5 エイズ対策に関する評価については、エイズ予防指針の見直しを行った「エイズ予防指針作業班」において、施策評価を行うこととしており、専門家、

原告団の皆様のご意見を賜りつつ、エイズ施策の検討を行っていくこととしたい。

9 (1)

(答)

- 1 被害者や遺族の皆様の実態を把握し対策を講じることは重要と考えており、これまでも調査を実施し、その結果に基づき具体的な対策のあり方を取りまとめるなどの取組を行ってきた。
- 2 平成20年の大臣協議を踏まえ、平成22年度において、高齢化や健康問題を抱える遺族の実態調査を実施したところであり、今後とも、必要な実態調査については皆様のご意見を伺いながら実施していきたい。

9 (2)

(答)

「血液凝固異常症全国調査」については、平成13年度より厚生労働省の委託事業として行っているが、今後とも、ご指摘の点を踏まえつつ継続的に本調査が実施できるよう、努力していきたい。

(答)

- 1 友愛福祉財団は、患者の皆様からの要望も踏まえ、血液製剤によるH I V感染者の救済を担う組織として設立され、国・企業と患者等の橋渡しの役割を担ってきた唯一の組織である。
- 2 友愛福祉財団がその役割を発揮し、事業が適切に実施されるよう、厚生労働省としても的確に対応していきたい。
- 3 また友愛福祉財団が実施している「エイズ発症予防に資するための血液製剤によるH I V感染者の調査研究事業」において、患者の皆様から報告いただいた健康状態のデータ等については、分析・評価した上で、研究班において毎年、研究報告書を発表している。
- 4 平成18年度には、調査協力いただいた患者のうち、C型肝炎に罹患された方について、ご本人の希望により、C型肝炎治療に関する専門家の意見等を個別に提供した。
- 5 今後とも、調査研究にご協力いただいた患者の皆様の健康やQ O L向上等のための情報提供のあり方について、皆様のご意見等を踏まえ、検討していきたい。

9 (4)

(答)

- 1 薬害エイズ事件の真相究明については、平成8年及び平成10年に省内調査を実施し、厚生労働省としてできる限りの対応を図ったところであり、また、刑事裁判が行われたことも踏まえれば、更に真相究明のための調査の必要性は少ないものとする。
- 2 皆様の自主的な真相究明の調査や再発防止のための研究や実践的活動に対して、どのような支援が可能であるかについては、具体的なご要望を伺いながら、検討していきたい。

(答)

- 1 HIV感染症患者への就労支援策として、身体障害者手帳をお持ちであれば雇用義務の対象としているほか、特定求職者雇用開発助成金などの各種助成金により雇用促進を図っている。
- 2 このほか、ハローワークにおいて、電話により事前に本人の支援ニーズを聴取した上で相談につなげる事前相談の実施や担当者制による職業相談の実施などきめ細やかな就労支援を実施している。また本人の希望に応じて、空いている会議室等を活用し、個室での相談を実施するなど、プライバシーに配慮した対応を行っている。

※平成22年度のHIV感染症患者のハローワークにおける就職件数は177件となり、平成20年度と比べて、2.5倍（平成20年度71件）となっている。

- 3 また、HIV感染症に関する企業への啓発活動として、ハローワークにおいて、求人開拓、雇用率未達成企業に対する指導等の機会を捉え、事業主向けのマニュアルやDVD（※）を活用し、HIVに関する最新知識や雇用管理上の配慮事項等の情報提供や説明を行っている。

なお、HIV感染症に関し専門的な相談を必要とする場合は、HIV感染症の支援団体の担当者を企業担当者に紹介するなど、関係機関を活用した対応をしている。

※マニュアル「HIVによる免疫機能障害者の雇用促進」（独）高齢・障害者雇用支援機構／DVD「HIV感染者就労のための協働シンポジウム」（2009）（社福）はばたき福祉事業団

(答)

- 1 現在、障害者自立支援法においては、障害のある方の地域生活を支援するため、介護や療養に係るサービスを提供するとともに、「就労移行支援」や「就労継続支援」の事業を障害の区別なく、実施できるようにしている。
- 2 これらのサービスを身近な地域で利用することができるよう、市町村及び都道府県においては障害福祉計画を策定し、計画的にサービスの提供体制の整備に取り組んでいる。
- 3 また国においても、毎年着実な予算の伸びを確保しているところであり、今後とも、地域において必要なサービスが提供されるよう、サービス基盤の強化に努めていきたい。

1 1 (1)

(答)

厚生労働省では、関係省庁や省内部局、原告団の代表の方にも参加いただいている「エイズに関する関係省庁間連絡会議」において、より一層総合的かつ効果的なエイズ対策を推進するため、人権の尊重、普及啓発等について協議することとしており、引き続き国全体でエイズ対策に取り組んでいきたい。

1 1 (2)

(答)

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）においては、患者等の人権を尊重するという視点を明確にするとともに、感染症患者に適切な医療を提供することで、感染症のまん延を防止するため、患者に対する医療体制の充実を図ることとしている。
- 2 感染症に対する知見を有した多様な人材を確保するため、国としては、最新かつ適切な知識及び技術を習得するために研修や研究事業の推進、ガイドラインの配布等の施策を実施していきたい。

1 1 (3)

(答)

- 1 患者の動向については、エイズ動向委員会において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく届け出がなされた報告の分析を行い、H I V 感染症及びエイズの発生状況を把握している。
- 2 患者の実態を把握することは、エイズ対策を推進する上で重要であると考えており、今後、原告団の方々のご意見も賜りながら研究班等において把握していきたい。

1 1 (4)

(答)

平成24年1月に改正されたエイズ予防指針の見直しにあたっては、「エイズ予防指針作業班」を設置し、原告団の方々にもご参画いただいたところであり、今後の施策の評価についても、引き続き貴重なご意見を賜りたいと考えている。

(答)

平成8年3月の和解に基づく国及び製薬企業の責務として、血液製剤によるHIV感染被害者に対する調査研究事業及び健康管理支援事業を実施しており、また、遺族に対する支援として、平成9年4月から、国庫補助事業として遺族等相談事業を実施・拡充してきた。

厳しい財政状況の下で、皆様の諸活動に対する新たな財政的支援をお約束するのは困難であるが、今後とも、和解に基づく前記の事業を継続的に実施し、感染被害者等の支援を着実に行っていきたい。

(答)

- 1 エイズ予防財団は、エイズの予防のための知識普及及びエイズの予防治療等の研究助成並びにエイズに関する国際的な情報交換等を行い、もって国民の保健福祉の向上に寄与することを目的として、昭和62年6月に設立された。
- 2 また、平成18年度からは、エイズ予防対策の更なる推進を図るため、「エイズ予防のための戦略研究」の実施主体として、男性同性愛者を対象とした啓発普及戦略の開発を対象とした広報戦略の開発に取り組んできた。
- 3 なお、エイズ予防財団については、その公益性が認められ、平成23年4月1日より公益財団法人へ移行したところである。
- 4 エイズ対策を推進するうえで、同法人の役割は重要であると考えており、原告団から継続的にご意見を伺い、事業に反映させていきたい。